

令和7年度 属性証明の課題整理に関する有識者会議 設置要綱

1. 趣旨・目的

行政手続等のデジタル完結や自動化等に必要で、デジタルにおける「身元、資格、属性等」の証明（総称して「属性証明」という。）の実現に向けて、関連する新しい技術・仕組みであるVC及びDIWの利活用において想定されるリスク、各リスクに対する適切な技術面・運用面の対策やその実施を促す手法等を議論する。

2. 検討内容

適切な技術面・運用面の対策及びその実施を促す手法

3. 委員（敬称略）

- 板倉 陽一郎 (ひかり総合法律事務所 パートナー弁護士)
- 笠井 玲子 (株式会社ローソン インキュベーションカンパニー デジタルソリューション推進部 シニアマネジャー)
- 國領 二郎 (慶應義塾大学 名誉教授)
- 崎村 夏彦 (NATコンサルティング合同会社 代表社員)
- 瀧 俊雄 (株式会社マネーフォワード 執行役員グループCoPA マネーフォワード総合研究所長)
- 中村 素典 (京都大学 情報環境機構 IT基盤センター長・教授)
- 富士榮 尚寛 (一般社団法人OpenIDファウンデーションジャパン 代表理事)
- 松尾 真一郎 (ジョージタウン大学研究教授
およびバージニア工科大学研究教授)
- 松本 泰 (特定非営利活動法人 日本ネットワークセキュリティ協会フェロー)
- 横田 明美 (明治大学 法学部 専任教授)
- 若江 雅子 (朝日新聞東京本社 編集委員)

4. 座長

座長を委員の互選により決定する。会議の議事進行は座長が行う。

5. 事務局

事務局は、デジタル庁デジタル社会共通機能グループが行う。

6. ワーキンググループ

会議における議論の過程において、特定のアジェンダに関してより詳細な検討を行う必要が生じた場合、座長の合意の下、ワーキンググループを設置することとする。

7. ゲストスピーカー及びオブザーバー

座長は会議の進行に必要があると認める場合には、委員、事務局のほかに必要な者をゲストスピーカーとして参加させ、説明、発言、質疑等を求めることができる。また、座長は、オブザーバーとして、関係機関及び関係団体の職員等に参加を求めることができる。

8. 検討内容の公開等

本会議及び資料は原則として公開する。また、事務局において会議での発言をとりまとめた議事録及び議事概要をまとめた議事要旨を委員の確認を受けて作成する。議事要旨及び議事録についても、原則として公開資料とする。

ただし、会議、会議資料又は議事要旨について、企業情報の保護等により座長が非公開とすることが望ましいと判断し、予め委員の了承を得た場合には、この限りではない。この場合、委員及びオブザーバーは、本会議を通じて知り得た企業秘密に該当する事項等に関して守秘義務を負う。

9. その他

本設置要綱は必要に応じて見直しを行うものとする。

以上